

長浜バイオ大学大学院バイオサイエンス研究科博士論文審査および試験実施要項（内規）

（2009年9月15日研究科委員会承認）

（趣 旨）

第1条 本要項は、「長浜バイオ大学大学院学則」「長浜バイオ大学学位規程」に基づき、博士論文審査に関する必要事項を定める。

（申請資格）

第2条 博士論文提出による博士の学位を申請できる者は次の各号のどれかに該当する者とする。

- （1）本学大学院学則の定めるところにより、博士課程後期課程を修了予定の者
- （2）本学大学院博士課程後期課程に所定の年限在学し、学則に定める履修要件を満たした者で、標準修業年限の末日の翌日から起算して1年以内の者
- （3）修士の学位を有する者は、学位取得後、大学または研究機関等で計4年以上の研究歴を有する者
- （4）大学卒業者は、大学卒業後、大学または研究機関等で計7年以上の研究歴を有する者
- （5）前各号と同等以上の内容を有する研究期間があると本学研究科委員会が認めた者

（博士論文の提出）

第3条 前条第1号の申請資格により博士学位授与申請する者は以下のとおりとする。

- （1）指導教員の承認を得て、別に定める日時に、「博士論文審査願」および「博士論文構想骨子」を研究科長に提出する。
- （2）主査および副査は「博士論文構想骨子」をもとに、博士論文としての到達度を予備審議する。予備審議による意見は、当該者に伝えるものとする。
- （3）博士論文およびその他必要書類の提出期限は、別に定める日時とする。
- （4）申請要件として論文提出者本人が筆頭著者である英文論文1報が、査読付きの学術誌に掲載されているか、掲載可として受理されていることを要件とする。後者の場合は、掲載可として受理されていることを確認できる文書を添付するものとする。また、共著の場合は、主たる学術論文については、原則として共著者の承諾書を得ることとする。
- （5）博士論文およびその他必要書類は、指導教員の承認を得て、研究科長に提出するものとする。
- （6）博士論文およびその他必要書類の内容と部数については、「長浜バイオ大学学位規程」第19条第1号の定めるところとする。
- （7）研究科長は、受理した博士論文およびその他必要書類を審査委員会に付託するものとする。

2 前条第2号の申請資格により博士学位授与申請する者は以下のとおりとする。

- （1）博士論文およびその他必要書類の提出を本学大学院博士課程後期課程在籍時の指導教員と事前に相談するものとし、提出期限は特に定めない。
- （2）申請要件として論文提出者が筆頭著者である英語論文1報が、査読付きの学術誌に掲載されているか、掲載可として受理されていることを要件とする。後者の場合は、掲載可として受理されていることを確認できる文書を添付するものとする。また共著の場合は、主たる学術論文については、原則として共著者の承諾書を得ることとする。
- （3）博士論文、その他必要書類および学位審査手数料は、学長に提出するものとする。
- （4）博士論文およびその他必要書類の内容と部数については、「長浜バイオ大学学位規程」第19条第2号に定めるものの他に下記の各号のものとする。

- ア 最終学歴証明書（卒業（修了）証明書または学位証明書）
 - イ その他：本学研究科委員会が必要と認め、指示したもの
- (5) 学長は、受理した博士論文およびその他必要書類を審査委員会に付託するものとする。
- 3** 前条第3号から第5号の申請資格により博士学位授与申請する者は以下のとおりとする。
- (1) 博士論文およびその他必要書類の提出を本学大学院博士課程前期および後期課程担当教員（以下「紹介教員」という）と事前に相談するものとし、提出期限は特に定めない。
 - (2) 申請要件として次の各号に全て該当する必要がある。
 - ア 博士論文を構成する内容を含んだ英語論文3報以上が、査読付きの学術誌に掲載されているか、掲載可として受理されていること。後者の場合は、掲載可として受理されていることを確認できる文書を添付するものとする。なお、その英語論文3報以上の内2報以上は申請者が筆頭著者であることとする。また、共著の場合は、主たる学術論文については、原則として共著者の承諾書を得ることとする。
 - イ 本学教員との共同研究実績があるか、本学大学院において学生、研究生などとして研究指導を受けたことがあること。
 - (3) 博士論文、その他必要書類および学位審査手数料は、学長に提出するものとする。
 - (4) 博士論文およびその他必要書類の内容と部数については、「長浜バイオ大学学位規程」第19条第2号に定めるものの他に下記の各号のものとする。
 - ア 学位論文紹介書：1部（所定用紙、紹介教員が作製したものを受領し提出する）
 - イ 原著論文の別刷：3部
 - ウ 参考論文の別刷：3部（ある場合のみ）
 - エ 最終学歴証明書（卒業（修了）証明書または学位証明書）
 - オ 研究期間証明書：各1部（研究期間を証明する研究機関所属長の証明書。複数の研究機関が存在する場合、それぞれについて提出する）
 - カ その他：本学研究科委員会が必要と認め、指示したもの
- (5) 学長は、受理した博士論文およびその他必要書類を審査委員会に付託するものとする。

(博士論文の審査)

- 第4条** 審査委員会の組織については、「長浜バイオ大学学位規程」第24条の定めに従い、これを行う。
- 2** 審査委員会は、博士論文の審査にあたり、論文に概評を付し、「合格」または「不合格」にて評価を決定する。
- 3** 試験は、以下の各号に定める基準に準じて行う博士論文審査を中心に、博士論文内容の発表と口頭試問審査、および英語の学力確認試験によって行い、製本原稿および論文の記録媒体の提出をもって終了する。
- (1) 研究課題の背景や意義について高度に知識の整理がなされているか。
 - (2) 独創的な研究課題が設定・展開できているか。
 - (3) 実験データや調査結果について、結果に基づき高度な分析・考察がなされているか。
 - (4) 博士課程後期課程在籍者もしくは博士課程後期課程在籍者と同等以上の、きわめて高度なバイオサイエンスの専門知識・技術を身につけているか。
 - (5) 博士課程後期課程在籍者もしくは博士課程後期課程在籍者と同等以上の、高度な論理的文章力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を有しているか。
- 4** 第2条第1号および第2号の申請資格により博士学位授与申請した者は、学力確認試験を免除することができる。

(博士論文審査会)

- 第5条** 博士論文審査会は、教員ならびに学生に公開する。ただし、当該論文の内容が知的財産を含む内容で秘密保持が必要な場合は、非公開とすることができる。
- 2 審査会を非公開にする場合は、秘密保持誓約（別紙1）に署名した者のみ参加できるものとする。
- 3 第2項の場合は、指導教員は、事前に「非公開審査会開催申請」（別紙2）を研究科長に提出するものとする。
- 4 博士論文審査会における質疑を以って、試問に代えることができるものとする。

(博士論文の製本原稿提出)

- 第6条** 博士論文の製本原稿（黒表紙、金文字で製本したもの）、論文の記録媒体および「長浜バイオ大学リポジトリ博士論文登録・公開同意書」各1部の提出期限は、別に定める日の午後5時までとする。
- 2 第2条第1号、第2号の申請資格により博士学位授与申請した者は指導教員の承認を得て、研究科長に提出するものとする。
- 3 第2条第3号から第5号の申請資格により博士学位授与申請した者は紹介教員の承認を得て、学長に提出するものとする。
- 4 提出された博士論文の保存については別に定める。

(博士論文の公表)

- 第7条** 博士学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その論文をインターネットにより公表するものとする。ただし「やむを得ない事由」があるときはこのかぎりではない。「やむを得ない事由」が解消した場合には速やかに全文を公表しなければならない。
- 2 「やむを得ない事由」の候補としては次のものがある。
- (1) インターネットによる公表ができない内容を含む場合
- ア 当該論文に立体形状による表現を含む場合
- イ 著作権や個人情報に係る制約がある場合
- (2) インターネットによる公表により明らかな不利益が発生する場合
- ア 出版刊行されている、もしくは予定されている場合
- イ 学術ジャーナルへ掲載されている、もしくは予定されている場合
- ウ 特許の申請がある、もしくは予定されている場合

(事務)

- 第8条** この要項に関する事務は、大学院教育推進機構事務室が担当する。

(改廃)

- 第9条** この要項の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この要項は、2009年9月15日から施行する。但し、2009年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、2009年11月17日に改正・施行する。但し、2009年4月1日から適用する。
(第4条第2項、第7条第2項改正)

附 則

この要項は、2013年7月30日に改正・施行する。但し、2013年4月1日から適用する。

(第2条、第3条、第5条第3項、第7条第1項、第2項、第8条追加)

附 則

この要項は、2014年4月1日に改正し、即日施行する。

附 則

この要項は、2015年11月17日に改正し、2016年4月1日から施行する。(第4条第3項改正)

附 則

この要項は、2018年2月28日に改正し、2018年4月1日から施行する。(第2条、第3条、第5条、第7条、第9条改正、第4条削除)

附 則

この要項は、2022年1月18日に改正・施行する。但し、2021年4月1日から適用する。(第5条改正、第8条、別紙1、別紙2追加)

[別紙 1]

秘密保持誓約

年度開催の、（ 修士論文 博士論文 ） 審査会に参加するに際し、私は、以下の事項が公開特許公報又はその他の方法で公知とされる前においては、当該事項を第三者に開示、提供又は漏洩しないことを誓約いたします。

1. 発表資料において秘密である旨明示された内容
2. その他発表者から秘密である旨特定された内容

発表者名：

日 時： 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
場 所： 長浜バイオ大学 館 階 室

参加者全員の署名（所属・氏名）

所属研究室	氏 名	学籍番号

[別紙 2]

非公開審査会開催申請書

年 月 日

長浜バイオ大学大学院
研究科長

殿

〈研究室指導教員〉

所 属

職 名

氏 名

印

以下のとおり非公開の論文審査会を開催して頂きたい、下記のとおり申請します。

記

1. 非公開開催の理由 :
2. 発 表 者 :
3. 当該審査会に係る資料の発行日 : 年 月 日 ()
4. そ の 他 特 記 事 項 :

以上

※配付資料には必ず「学外秘」、「発表内容に秘密保持の義務を負う」と明記してください。
指導教員は、配付資料を回収し、保管あるいは破棄してください。

【注意事項】 特許出願が終了するまでに下記の点にご注意ください。

a) 指導教員 :

学生の論文について、「論文のデータ化」、「論文要旨の冊子化」「論文の冊子化」、「紀要への要約提供」が行われないよう秘密の状態を保持願います。

b) 事務局 :

特許出願が終了するまで提出された学生の論文については、「論文のデータ化」、「論文要旨の冊子化」「論文の冊子化」、「紀要への要約提供」が行われないよう管理する。